

平成 27 年 8 月 27 日

公益社団法人 神奈川県産業廃棄物協会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
( 公 印 省 略 )

不法投棄撲滅強化月間の設定について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日ごろから多大なるご支援、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民、事業者及び行政が一体となって、「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を推進しており、本年度も、別紙のとおり 11 月を不法投棄撲滅強化月間と設定し、集中的に事業を展開してまいります。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、期間中に不法投棄防止に係る一層の取組みを進めてくださるようご協力をお願いいたします。

問い合わせ先  
適正処理グループ 山田  
電話 (045) 210-1111 内線 4153



## 不法投棄撲滅強化月間の設定について

### 1 目 的

本県における廃棄物の不法投棄は、大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していないものの、引越しの際に排出されるごみのように、小規模な一般廃棄物のものは多い状況にある。

こうした廃棄物の不法投棄を根絶するため、県では平成9年度から、「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を推進し、その取組の一環として、毎年11月に「不法投棄撲滅強化月間」を設定するなど、県民、事業者及び行政が一体となって不法投棄対策を積極的に展開してきたところである。

今年度も、11月1日（日）～11月30日（月）を「不法投棄撲滅強化月間」とし、不法投棄を許さない地域環境づくりを推進することとする。

### 2 内 容

#### (1) 設定期間

平成27年11月1日（日）～11月30日（月）

#### (2) 標語

「不法投棄をしない！させない！許さない！」

#### (3) 広報

広く県民、事業者、市町村等に不法投棄撲滅強化を周知するため、県のたより、HPなどの広報媒体を利用した広報を行う。

#### (4) 期間中の県の取組み

県は、この期間中、不法投棄監視パトロールや不法投棄防止キャンペーンなどを重点的に実施する。また、事業者団体や市町村に対して、この期間に合わせて、積極的に不法投棄防止に取り組むよう依頼する。